

大阪市中心卸売市場の将来のあり方について

平成19年3月

大阪市中心卸売市場 市場将来構想検討委員会

はじめに

中央卸売市場は、食品を中心とした生活必需品の安定供給、物価抑制のため、国及び地方公共団体が責任をもって運営する市場の必要性が認識された結果、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的として、大正 12 年に制定された「中央卸売市場法」により設立された。

中央卸売市場は、生鮮食料品を取り扱う卸売市場の中心として、品揃え機能（多種多様な品目の豊富な品揃え）、集分荷・物流機能（大量単品目から少量多品目への迅速・確実な分荷、配送）、価格形成機能（需給を反映した迅速・公正な評価による透明性の高い価格形成）、決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）、情報受発信機能（需給にかかる情報の収集・伝達）などの機能を担い、長きにわたりわが国の生鮮食料品流通の根幹をなしてきた。

しかしながら、現在、卸売市場を取り巻く環境は、核家族化の進展や就労形態の多様化、高齢化・少子化社会の到来などによる消費行動の変化や消費者ニーズの多様化、国内生産量の減少、輸入品の増加、大型量販店の増加、加工需要の高まりなど流通構造の変化や流通経路の多様化、取引方法の変化等の要因などから、卸売市場を経由する生鮮食料品の割合が低下し、場内業者の経営状況が悪化するなど非常に厳しい状況にある。また、O - 157 問題や B S E 問題、鳥インフルエンザの流行、産地偽装問題などに起因する、消費者の食品の安全性への関心の高まりや、食生活の乱れ、生活習慣病の増加などへの対応のための食育基本法の制定、それによる全国的な「食育」推進運動の高まりなどから、流通の重要な担い手である卸売市場へも、いっそうの品質管理、衛生管理の向上や「食育」推進運動における主体としての取組みなど、新たな機能・役割が求められている。

また、卸売市場経由率、卸売市場取扱量の減少は、場内業者の経営を圧迫することから、卸売市場開設者の管理運営方法の効率化やコスト削減が喫緊の課題となっている。

こういった状況を踏まえ、国において、平成 16 年の卸売市場法改正や第 8 次中央卸売市場整備基本方針などで、卸売市場の再編基準や市場機能の集約化、他市場との連携等の取り組み、取引規制の弾力化などの方向性を提示することとなった。その結果、拠点卸売市場の重要性が高まるとともに、尼崎市中央卸売市場など地方卸売市場への転換を決定した中央卸売市場もあり、中央卸売市場の再編・淘汰の動きが始まっている。

大阪市中央卸売市場は昭和 6 年の開設以来、中央卸売市場としての機能・役割を十分に果たし、大阪の経済・産業を支え、西日本の拠点市場として広域集散市場の役割を果たすことにより大阪市民への生鮮食料品の安定供給という使命を十全に果たしてきた。

しかし、卸売市場を取り巻く環境の変化は、大阪市中央卸売市場においても取扱量の減少や場内業者の経営状況の悪化など大きな影響を及ぼしており、これを受け、大阪は、これまで、市民の食生活の安定を図るという大きな責務を果たすために、今後の市場運営をどのように行っていくべきなのか、市政改革の取組みとも併せて、主に管理運

営方法を中心に検討を行ってきたところである。

本委員会においては、大阪市が、基礎的自治体として今後も市民の生命・生活を支えていくという使命を果たしていくうえで、安全・安心な生鮮食料品の安定供給を通じて、市場がこれまで果たしてきた役割を改めて検証するとともに、流通環境の変化を踏まえ、中央卸売市場の必要性そのものや市場運営に必要な公民それぞれの役割、取組みの検討にまで踏み込んだうえで、今後求められる役割・機能およびその具体的方策を検討し、ここに、中長期的なビジョンである「市場の将来のあり方」を提言するものである。

大阪市中央卸売市場の将来のあり方について

目 次

1 . 卸売市場をとりまく流通環境の変化と国の卸売市場行政の動向 -----	1
(1) 卸売市場をとりまく流通環境の変化 -----	1
(2) 国の卸売市場行政の動向 -----	3
2 . 大阪市中央卸売市場の現状と役割についての検証 -----	5
(1) 大阪市中央卸売市場の現状 -----	5
(2) 大阪市中央卸売市場が果たしている役割 -----	7
3 . 大阪市中央卸売市場の将来ビジョン -----	10
(1) 市場機能のより一層の高度化 -----	10
(2) 市民生活、産業への貢献 -----	12
4 . ビジョンの実行にあたって -----	14
5 . 結び -----	15
 (参考)	
大阪市中央卸売市場 市場将来構想検討委員会 委員名簿 -----	17
大阪市中央卸売市場の将来のあり方について (概要) -----	18

1. 卸売市場をとりまく流通環境の変化と国の卸売市場行政の動向

(1) 卸売市場をとりまく流通環境の変化

生鮮食料品需給と産地の状況

わが国の総人口は、平成 18 年にピークを迎え、以後長期の減少過程に入ると予測されており、1 家族あたりの人数の減少、高齢化率の上昇が進行している。今後の生鮮食料品の需要量については、人口増加率が低下していることとあわせ、減少傾向にあるものと想定される。

さらに、野菜と果実の作付面積は都市化の進展などから減少傾向にあり、水産物についても周辺国との漁業協定などによる漁獲制限などから、ともに国内生産量は減少している一方で、生鮮食料品の輸入量については、価格の低下や輸入自由化などの要因により増加傾向にある。輸入品の増加は国内生産の減少をもたらすこととなり、食料自給率の低下が大きな問題となっており、国においては、今後、自給率向上のための流通コスト削減などの取組みを進めることとしている。

また、青果物では出荷量の 7~8 割は集出荷団体が占めているが、うち総合農協の出荷割合が増加している。産地では、経営合理化のために農協等の合併を進めており、出荷先も物流効率化のため、大量ロットでも販売先が確保できる大市場に絞り込む傾向にあり、拠点市場の重要性がより一層高まってきている。

水産物では、産地漁港における水揚量・金額の減少傾向が続き、小規模な産地市場では出荷数量がまとまらず、市場機能が十分に発揮できない状況がみられる。また、消費地市場を経由しない直接取引や、市場経由であっても相対で取引する形態が増えている。一方、産地の生産者が、水産物流通を担う卸売業者等と連携することにより、独自には困難なブランド化による付加価値の向上や新たな販路開拓を図る動きがみられ、販売力の高い卸売市場の役割が高まってきている。

消費者ニーズ、食生活の変化

消費者の食料品の購入先は食料品スーパーと総合スーパーが多く、6 割以上を占めている。全国的に小売店は減少しており、中でも専門小売店の減少が大きく、卸売市場の販売先である小売店の減少は卸売市場の仲卸業者の経営にも影響を与えることから、今後、仲卸業者による販路確保・開拓に向けた取組みが求められる。

また、家庭の食料消費支出に占める主食の割合は減少し、外食、加工食品等の占める割合が増加している。家庭においては、今や加工食品や外食の利用が日常的になっており、また、核家族化、高齢化率の上昇ともあいまって、高齢者を対象とした給食サービス等も普及しており、将来の少子高齢化社会において、今後この傾向は続くものと想定される。

一方、近年の健康志向の高まりから、安全・安心への関心、農薬等生産履歴に関する関心が高くなっており、調理品のカロリー表示や、小売店では「顔の見える」商品を販売戦略として取り入れるようになった。また、国も使用農薬の規制基準を示したポジティブリストの導入など、安全・安心管理の強化を図っており、卸売市場にも、今後より一層の安全・安心の確保・強化が求められる。

さらに、子どもたちの朝食欠食等不規則な食事、偏った栄養摂取、生活習慣病が問題となり、平成 17 年 6 月に食育基本法が施行され、食の正しい知識を伝える「食育」運動が推進されている。「食育」運動は生鮮食料品ニーズを高める要素もあり、生鮮食料品流通の担い手である卸売市場の「食育」に果たす役割がより重要になってきている。

生鮮食料品流通の構造変化

量販店の中央卸売市場からの仕入れ割合は、青果では 4 割強、水産物では生鮮品では 4 割強、冷凍品 3 割弱、塩干加工品約 3 割と、様々な取引先がある中で最も多くなっている。また、外食産業の中央卸売市場からの仕入れ割合は、青果では 6 割以上と中央卸売市場への依存度が高く、水産物でも生鮮品については 6 割以上中央卸売市場から仕入れている。一方、冷凍品塩干加工品では納め屋・一般小売店、大手水産会社の利用が多く、冷凍品に至っては中央卸売市場からの仕入れは 1 割強にとどまっている。

消費者ニーズの変化に伴い、消費者に直接生鮮食料品を供給する業者が一般小売店から量販店や外食産業等へと変化しているが、それらの業者の仕入れ先は、輸入品や規格品を除いては、多品目の生鮮食料品を大量かつ等品質に安定的に供給する中央卸売市場への依存度が高く、今後も、供給能力の高い中央卸売市場を仕入れ先とすることが想定される。

卸売市場経由率と取引方法の変化

卸売市場経由率は、平成 15 年では、青果 69.5%、水産物 63.2%、食肉 11.4%となっているが、いまなお生鮮食料品流通の中心であることに変わりはない。ただし、食肉については輸入品が多いこともあり、市場外流通が流通の主流であるため卸売市場経由率は低い。

卸売市場の取引方法は青果、水産ではせり・入札の割合が減少しているものの、品目別では鮮魚のせり・入札取引の割合は依然として高い。また、食肉は、せり・入札の割合が高く微増している。集荷方法は、委託集荷がいずれの品目でも減少しており、特に、冷凍、塩干加工品では買付集荷の割合が高い。

輸入品の増加と規格品の増加に伴い、卸売市場における取引は相対取引の増加など変化しているが、個別の商品単位毎の値決めが必要な商品などは依然として

せり・入札機能が必要とされており、今後もこの機能を維持し続けることが求められる

(2) 国の卸売市場行政の動向

卸売市場法の沿革

中央卸売市場法は大正 12 年 3 月 30 日に公布され、生鮮食料品を中心とした生活必需品の安定供給、物価抑制を目的に生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ってきた。

戦後、高度経済成長や人口の増加、消費の拡大などに伴う生鮮食料品流通状況の変化を踏まえ、卸売市場整備の計画的推進や中央卸売市場における取引の適正化などを定め、地方卸売市場も対象とした卸売市場法が昭和 46 年 4 月 3 日に公布された。

そして、近年の産地の大型化など川上の変化や、量販店の増加、消費者ニーズの多様化をはじめとする川下の変化など卸売市場を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 11 年に卸売市場法が改正され、相対取引増加に伴う相対価格・数量の公表、最低せり数量の設定など量的な制限、また商物一致・委託集荷規制の緩和が行われた。

さらに、流通環境の変化などを踏まえ、生産サイド・消費サイド両面の期待に応えられる「安全・安心」で「効率的な」流通システムの確立が図られるよう、適正な品質管理の推進、取引規制の緩和、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずるため、平成 16 年に法改正が行われた。

平成 16 年改正卸売市場法と第 8 次卸売市場整備基本方針

平成 16 年改正の主な内容としては、品質管理については、農林水産大臣が卸売市場整備基本方針等において品質管理の高度化のための措置を定めるとともに、開設者が、施設の設定温度、温度管理や品質管理責任者の設置などの事項を業務規定で定めるよう規定した。取引規制の緩和については、商物一致規制の緩和(規格性のある物品について電子商取引を行う場合、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことが可能)、買付集荷の自由化、第三者販売・直荷引きの弾力化(省令対応 生産者や外食・加工・小売業者等と、卸・仲卸との連携強化や地方の卸売市場のネットワーク化を図るため、規制を緩和)等が規定された。また、平成 21 年 4 月から委託手数料の弾力化が実施されることが盛り込まれた。

さらに、流通の広域化や情報化の進展を踏まえ、卸売市場の再編を円滑に進めるための手続き規定が整備され、改正卸売市場法を踏まえた第 8 次卸売市場整備基本方針が定められた。方針では、中央卸売市場の再編基準と、市場運営の広域化(広域の開設者への地位の継承)、地方卸売市場への転換、他の卸売市場との統

合による市場機能の集約、集荷・販売面における他の卸売市場との連携等の取り組みが示され、今後は中央卸売市場も淘汰・減少し、全ての市場が同じ機能・役割を果たすことなく、拠点市場への機能集約が予想される。

【卸売市場法改正 / 平成 16 年】

- 1 . 食の安全・安心への対応 品質管理の徹底
- 2 . 規制の弾力化
 - ・ 商物一致規制の緩和
 - ・ 買付集荷の自由化
 - ・ 第三者販売・直荷引きの弾力化
- 3 . 市場機能の強化
 - ・ 卸売市場の再編の促進 地方市場への転換等
 - ・ 卸売手数料の弾力化（平成 21 年度から）
 - ・ 業務内容の多角化 兼業等の届出廃止、市場外での販売活動に関する規制緩和
 - ・ 仲卸業者に対する財務基準の明確化
 - ・ 取引情報公表の充実

2. 大阪市中央卸売市場の現状と役割についての検証

(1) 大阪市中央卸売市場の現状

大阪市中央卸売市場の沿革

大阪市中央卸売市場本場は、昭和6年に市内の私設卸売市場（配給市場として残された木津難波市場・天満市場を除く）を収容し、水陸運ともに至便な福島区野田に開場した。戦後、市内人口の回復とともに、周辺都市、近隣府県の人口の増加に伴い、当初は大阪市内を対象とした消費地市場であったものが、いわゆる集散市場の性格を濃くしていった。

高度経済成長の到来とともに、消費量が増加し、それに伴って本場の取扱量は急速に増加することとなった。また、輸送手段の中心が鉄道から自動車へと変わり、輸送単位の大形化や高速化が進展するなど市場を取り巻く環境が大きく変化し、市場施設が狭隘過密となってきた。そこで、大阪市は、増加する生鮮食料品の取引に対応するため、昭和39年に東住吉区今林に東部市場を開設することとなった。

その後、本場においては、開場から60年余を経て、施設の老朽化が著しく、生鮮食料品等にかかる、市場外流通の増加、スーパーなど量販店の増加などの流通環境の変化や多種多様な消費者ニーズ、情報化の進展への対応が求められた。そこで、生鮮食料品流通の基幹的役割を果たすとともに、環境や衛生面への配慮から廃棄物処理施設を備えた近代的な市場をめざして、平成元年から平成14年にかけて現在地において、抜本的な施設整備事業を行った。具体的には、管理部門の集約化、情報力の強化などインテリジェント機能を備えた業務管理棟の建設や、立体的・効率的な施設配置により十分な規模を確保するとともに、ごみ処理分別収集システム、加工施設など大幅な機能の向上を図る、重層構造の市場棟の建設などを行った。さらに、物流機能強化を図るため、平成16年に配送加工棟を整備した。

一方、東部市場においては、取扱量の増加に対応するため、昭和50年代に順次、施設の拡張、加工食料品売場の移転、さらに仲卸売場棟の全面改修工事を行うなどの施設整備を進め、平成12年には流通の効率化を図るため、加工機能と配送機能を一体化した配送加工センターを整備した。さらに、現在、施設の耐震改修と老朽化対策とともに、取引形態の変化に併せた大口集荷ゾーンの整備など競争力強化、低温卸売場の整備や効率的な施設配置による場内動線の円滑化など市場機能の高度化を図るため、施設の再整備を進めている。

また、食肉を取り扱う卸売市場は、昭和33年1月16日、中央卸売市場法（現「卸売市場法」）に基づく「大阪市中央卸売市場食肉市場」として、西成区津守の「大阪市立と畜場」（昭和14年2月建設）に併設して設置され、全国にさきがけて市場業務を開始した。その後、周辺地域の市街化の進展、施設の狭隘・老朽化や、温

と体取引から冷と体取引への移行など食肉の流通形態の大きな変化に対応し、市場機能の強化を図るため、昭和 59 年 3 月末に、南港南ふ頭地区へ移転し、名称も南港市場と改めて、近代的で衛生的な食肉処理場などの設備を備えた市場として業務を開始した。

取扱高の現状

本場、東部市場は、青果物、水産物、加工食料品を取り扱っている。全国的な傾向として、消費者ニーズの変化等の影響から市場外流通が増加した結果、卸売市場の取扱数量は減少しており、大阪市でも、本場の取扱数量は、青果物で平成 16 年、17 年はほぼ横ばいとなったが、水産物では平成 17 年若干低下している。東部市場の取扱数量についても、増減の推移は本場と同様の傾向にある。

青果・水産物を取り扱う中央卸売市場は平成 18 年 4 月現在で全国に 74 市場あるが、その中でも、本場は青果物、水産物ともに全国 2 位の位置にあり、東部市場は青果物 15 位、水産物 7 位の位置にあり、大阪市は東京都に次ぐ取扱規模の中央卸売市場を擁していることがわかる。

南港市場は、移転に際し、食肉流通環境の変化を見越して、将来的には産地で処理された食肉を搬入し、せり取引を行うことを前提に、と畜解体業務も含めて、事業運営体制の設定を行ったが、依然として、生体搬入中心の取引が主体となっている。

平成 13 年に発生した B S E 問題は、消費者の食品の安全性に対する関心を高め、食肉の安全性の信頼回復や、よりいっそうの衛生管理強化の必要性など、食肉流通に非常に大きな影響を与えたが、当該市場においては概ねその影響を脱し、取扱頭数は回復（近年は減少）し、取扱金額ベースでは増加傾向にある。食肉を取り扱う中央卸売市場は全国に 10 市場あるが、南港市場は東京都に次ぎ 2 位の位置にある。

大阪市中心卸売市場の搬出先の状況

本場、東部市場ともに搬出件数は市内が最も多い。

搬出数量については、本場では平成 17 年度では近畿を中心とする他府県への搬出が最も多くなっている。一方、東部市場では市内への搬出が最も多く、次いで大阪府下、他府県の順であるが、他府県の割合が漸増傾向にある。

平成 17 年 10 月 8 日の調査では、搬出先業種はスーパーが最も多い（本場 49%、東部市場 57%）ものの、それ以外の搬出先もなお 5 割弱はあることがわかる。生鮮食料品流通の構造変化に伴い、スーパーなど量販店との大口取引が卸売市場としても流通の中心とならざるを得ないが、依然として小口需要者への供給回路も維持し続けており、周辺産業への影響は今なお大きいものがある。

それぞれの市場の特徴として、本場は他府県への出荷が多い集散市場であり、また他府県への出荷は大口であることがあげられる。さらに、水産物は小売店への販売も多く、スーパーなど量販店だけでなく様々な取引先との取引が行われている。東部市場は地場・近郊量販店との取引が多い地元密着型の市場といえるが、奈良県をはじめとする他府県との取引の割合も増加傾向にある。

南港市場については、大阪市内への搬出が約 5 割、大阪府内への搬出が約 4 割となっており、ほとんどが開設区域である大阪府内の各都市へ搬出されている。

卸売業者等の現況

平成 18 年 4 月現在で、本場では卸売業者 9、仲卸業者 469、売買参加者 28（取扱部類の重複する業者がある）東部市場では卸売業者 4、仲卸業者 160、売買参加者 80 となっている。その他に、市場機能の充実に資する業務または市場の利用者に便益を提供する関連事業者が、本場 143、東部市場 73 となっている。

全国的な傾向でもあるが、本場、東部市場においても市場取扱数量の減少は場内業者の経営状況にも影響している。それに加え、販売先からの要求に対応するための設備投資や業務に伴う人件費などの経費負担の増加から、場内業者の経営状況が悪化し、その結果、場内業者の減少をもたらしている。特に本場水産物仲卸業者の減少率が大きくなっている。また、仲卸業者の間では経営状況の二極化も見受けられ、零細業者については深刻な状況にある。

一方、南港市場では卸売業者 1、仲卸業者 43、売買参加者 157、関連事業者 4 となっており、仲卸業者数は他の食肉中央卸売市場と比較しても突出して多いが、取引は売買参加者のウエイトが高く、仲卸業者がその機能を十分に活用しきれていないのが現状である。

（ 2 ）大阪市中央卸売市場が果たしている役割

安全・安心な生鮮食料品の安定供給

大阪市中央卸売市場の実際の販売先は、小売業、加工業、飲食店などの業者であり、大阪府下や他府県への搬出数量が多いという特徴から、これらの取引先業者を通じて、市内の消費者や市内に通う勤労者、通学者はもとより、他府県の消費者にも生鮮食料品の供給を行っていることがわかる。また、消費者の主要な食料品購入先であるスーパーなどの量販店への搬出が多いことから、食卓にのぼる食品の大半は中央卸売市場を経由しているものと考えられる。また、大阪は「食い倒れの街」と呼ばれるほど、食文化の伝統を有しており、この文化を継承・発展させるうえで、様々な生鮮食料品を安定的に供給してきた大阪市中央卸売市場の存在は大きな位置を占めている。

さらに、近年は O - 157 問題や B S E 問題、鳥インフルエンザの流行、食品の産

地偽装問題等、消費者の食品衛生に対する意識が非常に高まっており、市民の信頼を確保するためにも、安全で安心な生鮮食料品を供給することが求められる。

本場、東部市場には、市により食品衛生検査所が設置されており、市場内施設の衛生管理と、日々大量に入荷する食品の安全をチェックし、食品に起因する事故等の未然防止と市場内の衛生向上が図られている。一方、南港市場においては、と畜解体処理工程における安全対策や食肉衛生検査所によるBSE全頭検査などの対応により、公的機関として、食肉の安全性の確保に努めている。

また、日常的に市民の食生活を支え、安全・安心な生鮮食料品の安定供給を行うとともに、災害時においては、近畿の他市場との相互協定に基づき、広域的な観点からの集荷供給体制のもと、大阪市民のみならず他府県・他市町村民相互に生鮮食料品の安定供給を行うこととし、食に関する危機管理施策を講じている。したがって、中央卸売市場は食料品に関する危機管理の最前線に位置する施設であり、食に関するライフラインの維持など公共インフラとしての重要な機能を担っている。

近畿圏の中核的な卸売市場としての集分荷・物流機能

生鮮食料品流通において、産地の大型化、スーパーなど量販店の台頭などの要因により取引形態・内容に大きな変化がみられるが、その中でも大規模集散市場の役割はより重要なものになっている。

量販店による産地からの直接集荷が増加したが、直接集荷は他店との差別化のための商品に限られており、多くの品目で大量に同じ等階級の商品を必要とする量販店としては、その全てを直接集荷することは困難であり、コスト面での問題も大きい。そのため、量販店は一つの産地ではまかないきれない需要を、多くの産地から集荷を行う大規模集散市場から商品を仕入れることにより対応している。今後もスーパーなど量販店が流通の川下の中心となる傾向は続くものと考えられ、大規模集散市場のこのような役割がよりいっそう強く求められる。

また、産地においては、特定の商品については量販店等特定取引先に販売していることもあるが、その他の様々な等階級の商品については、自前で個々に販売先を確保することはコスト的にも困難なことが多く、全てを販売するためには、多くの取引先があり、様々な需要を有している大規模集散市場へ出荷する必要性が高く、大規模集散市場では産地から出荷された商品を販売することを行ってきた。産地ではコスト削減のため、出荷団体の合併や出荷先卸売市場の絞込みを行っているため、この傾向はますます強くなっている。

大阪市中央卸売市場は、取扱規模や搬出先の特徴などから、近畿圏の中核的な集散卸売市場として、上記のようなスーパーなど量販店や産地の要望に十分にこたえており、小売業や加工業、また産地が必要な商品の数量やコスト、諸費用な

どからその時々に応じて必要な流通経路を選択しているものの、現在の生鮮食料品流通において、集荷先と販売先の結節点としての重要な役割を果たしており、生鮮食料品流通の基幹システムの中核的存在となっている。

産業基盤としての重要性

大阪市中央卸売市場内における卸売業者、仲卸業者は 686 に上り、関連事業者があるほか、場外には場内業者それぞれが多くの取引先（小売業、加工業、飲食店など）を持っている。また、スーパーなど量販店だけでなく小口需要者への供給回路も維持しているという点でも、大阪市中央卸売市場の業務には非常に多くの業者、従業員が関わっており、市内経済に対する波及効果は多大なものがある。

試算によれば、平成 16 年に大阪市中央卸売市場がもたらした直接効果は 5,468 億円であり、GDP 増加額で、一次波及効果は 4,737 億円、二次波及効果は 1,537 億円、その他含め全体としては約 7,000 億円超となった。その他、雇用者数、税収、域外取引による黒字などの効果もある。大阪市中央卸売市場は大阪経済における産業基盤としての重要な存在となっている。

(注)大阪市中央卸売市場がもたらす経済効果について、卸売業者が直接場外に販売する金額と、仲卸業者が販売した金額を合計した現在の販売金額を元にして算出した。経済波及効果は、本来は最終需要の変化分を乗ずることで一次波及効果を求めるが、ここでは卸売市場の販売金額を「最終需要の変化分」と仮定して算出している。

3. 大阪市中央卸売市場の将来ビジョン

ここまで、中央卸売市場をはじめとする卸売市場を取り巻く環境並びに大阪市中央卸売市場の過去及び現在の役割・機能について見てきたところであるが、中央卸売市場は、大都市の消費者に生鮮食料品を安定的に供給することを第一義としており、今後もこの役割に変わりはないと考えられる。

消費者の食生活の変化、生鮮食料品流通構造の多様化など卸売市場を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、将来の卸売市場像については、国の動きからも、これまで担ってきた集荷機能、価格形成機能等の機能が大規模中央卸売市場に集約することが予想されるとともに、生鮮食料品流通の根幹である市場流通において、拠点中央卸売市場の役割がより重視されることとなる。

大阪市中央卸売市場は大規模かつ拠点卸売市場であり、近畿圏を中心とする生鮮食料品流通の中心として、川上（産地）・川下（小売・飲食店など販売業者）をつなぐ流通の結節点であり、いわゆるハブ市場としての機能・役割を果たすことが、今まで以上に求められるとともに、経済・産業を支える基盤としての役割も担っていく必要がある。

また、当然のことながら、大阪市の中央卸売市場は、食生活という面から市民生活を支える存在として、食品の衛生管理・品質管理とともに、危機事態における食のライフラインの確保などの役割も重要であり、さらに地域的特徴としては、これまでの歴史を通じて大阪の食文化を支えてきた、食文化の拠点としての役割も担っていく必要がある。

これらを踏まえ、以下に今後の大阪市中央卸売市場の将来像、将来ビジョンについて提言する。

(1) 市場機能のより一層の高度化

品揃え機能、集荷分荷・物流機能等の高度化

川上・川下をつなぐハブ市場として、多くの産地から、多くの品目や等階級の集荷を行うとともに、仲卸業者のもつ目利きの専門技術に加えて、流通に関する新規技術や情報システムを導入することにより、分荷機能のより一層の効率化を図ることが必要である。

市場内業者は産地、商品に関する多くの情報を有し、消費者ニーズを捉え、産地や商品を開拓し、量販店や小売店、飲食店等に提案し、また共に開拓するなどの能力を備えている。また、逆に様々な取引先、様々な消費者ニーズをフィードバックし、産地の育成や開発、商品の開発などを誘発することも可能であり、市場取引の活性化のためにも、川上・川下の間を取り持つコーディネート機能の高度化を図る必要がある。

また、商物分離の実施、共同配送などにより、産地や販売先との物流の効率化を図り、場内物流の効率化、場内業者の経費削減を図っていくべきである。場内物流の効率化は環境負荷の低減に資することが期待されるとともに、品質管理・衛生管理の強化と併せて、迅速に消費者に安全・安心な生鮮食料品を届けることができる体制の構築につながることを期待される。

開設者としては、ハブ市場としての機能を果たすために必要な物流施設や設備については、施設改良、設備改良による整備を優先して実施する必要がある。

価格形成機能の集約

委託集荷とせり販売による卸売市場の価格形成機能は、近年の買付集荷と相対取引の増加などの変化はあるものの、個別の商品単位毎の値決めが必要な商品などは依然としてせり・入札機能が必要とされており、これからもこれらの商品については現物を見て取引を行う、せりによる価格形成が中心であることが予想される

今後、集分荷機能の集約に伴い、価格形成機能についても大規模中央卸売市場に集約されていくものと考えられ、大阪市中央卸売市場としてもこの機能を担うため、消費者ニーズの早期把握や産地・商品等の情報収集能力の強化が求められる。

代金決済機能の高度化

卸売市場では、価格を確定し、産地に対し早く支払い、販売先からは遅い支払いという代金決済の状況に対応している。このような代金決済に関する機能は、集分荷機能とともに卸売市場において重要な役割を果たしている。この機能を維持しつつ、取引の電子化において、企業間で使用することを前提として開発された生鮮EDI標準等の普及や、決済機能との連動なども含めた情報化、効率化など、大阪市中央卸売市場においても代金決済機能の高度化を進展させていく必要がある。具体的には、卸売業者については多量の伝票を日々処理するため情報化は進んでいるが、仲卸業者等では会社により取り組み姿勢に大きな差がみられる。今後は、卸売業者においては、伝票処理だけでなく、物流や決済、取引も情報化し、正確性や迅速性を向上させることが求められ、また仲卸業者については情報処理機器の導入、活用を行い、業務の効率化を進めることが求められる。

情報受発信機能の高度化

卸売市場は物と情報の宝庫であり、大規模中央卸売市場である大阪市中央卸売市場には、他の市場よりもはるかに多くの情報が集まる。さらに、近年「食に関する情報」は非常に価値が高いものであるとの認識が一般的であり、ビジネスにおける効果的な手段としての活用が大いに見込めるものである。このような点が

ら、ハブ市場ならではの取引、商品、産地、安全・安心等の情報収集、集積、発信を行い、情報の分野においても拠点化を進める必要がある。

(2) 市民生活、産業への貢献

食品の安全・安心の確保(品質管理、衛生管理)に関する施策、活動の強化、充実
消費者の食品の安全・安心への関心は高く、生鮮食料品においても、平成16年の改正卸売市場法で、品質管理の高度化が規定されており対応を重視されている。これまでも、食品衛生検査所が施設や商品、商品の取り扱いについての検査や指導を行い、卸売市場における安全・安心を維持してきたが、今後、より一層食品衛生検査所と卸売市場の安全・安心に対する取り組みを強化するとともに、場内業者の食品流通におけるマネジメントシステムであるISO22000の認証取得への支援など、衛生意識の向上に卸売市場をあげて取り組み、卸売市場における品質管理、衛生管理を強化することが必要である。

また、産地などに対して適正農業規範であるGAP(生産過程における取り扱い手順)や生産履歴の管理、トレーサビリティの対応等の指導も中間流通業者として取り組む必要がある。

さらに、場外業者や消費者から食品に対する信頼を得るために、大阪市中心卸売市場における食品の安全・安心の確保のための機能や施策、活動を積極的にPRしていくことが必要であり、そのことが大阪市中心卸売市場の価値を高め、取引の活性化にもつながるものと期待される。

食文化の拠点、食育等消費者への情報発信

「食に関する情報」が非常に高い価値を有することを踏まえ、卸売市場として、業界関係者をはじめ、消費者にも生鮮食料品等商品に関する情報や、産地、生産方法、調理方法等に関する情報発信を行い、消費者の食生活の充実や食文化の普及に寄与することが求められる。

生鮮食料品に関する専門家集団である卸売市場は、小売店を通じて市民に商品を販売するというシステム上、市場見学などの場合を除き、日常的に直接市民と接触する機会がなかったが、「食育」施策の一端を担うことにより、日常的に市民への接触の場を確保するとともに、消費者ニーズを把握して消費拡大につなげていくことも可能となる。大阪市中心卸売市場には、全国でも有数の充実した資料室があり、人的資源とともにこれを活用し、大阪の食文化の進化・深化につながる拠点とし、社会貢献につなげるべきである。

市場を核とした産業の活性化

大阪市中心卸売市場は近畿圏の生鮮食料品流通の中核であり、卸売市場の場内

業者を中心として多くの人に関わり、食に関わる産業の地域における中心となっている。しかし、卸売市場の取扱数量の減少ならびに小売業の業態や流通構造の変化など、卸売市場をとりまく厳しい環境のなか、経営状況が悪化している場内業者は多く、また、取引先においても小売業の減少などがみられる。

川上・市場・川下を一連の過程ととらえた場合、川上である産地開拓等は安定的な供給先の確保として必要である。また、川下である場外の取引先の経営維持、活性化は、場内業者の販売先を確保する点から重要であり、市民・消費者の多様な購入選択先を確保できるという利点もある。今後の生鮮食料品流通の業務を安定的に行うためには、産地、場内業者および市内の食品関係業者を対象とした産業育成、中小企業施策など、市場を核とした活性化策を大阪市と市場関係業者が協力して実施していくことが必要である。

災害時のライフライン

大阪市中心卸売市場は、大規模災害などの危機事態の際の食に関するライフラインの維持という重要な役割を担っており、他市場と連携して市民への生鮮食料品の安定供給を行う体制を整えている。今後も危機管理における公共インフラとしての役割に鑑み、様々な事態に備えた実効性ある計画づくり、体制作りに努め、市民生活の危機に備える必要がある。

4. ビジョンの実行にあたって

ここまで、大阪市中央卸売市場が果たしてきた役割について検証し、その意義を認めた上で、今後もその役割を継続して果たしていくために、どのような機能の向上・充実に努めていくべきか、また新たにどのような取組みを進めていくべきかについて提言してきた。

大阪市中央卸売市場が果たしてきた役割は、開設者である大阪市が、公の責務として、生鮮食料品流通の拠点であり、かつ危機管理をも担う巨大な公共インフラを維持・管理して取引の場所を提供するとともに、市場関係事業者に対する指導監督を通じて商取引に関与し、公正な取引や適正な価格形成を担保することによって成立してきた。今後も、これについては変わることなく、地方公共団体が開設者として、取引方法・形態に応じた市場施設を取引の場所として提供し、商取引に関与していく必要があると考える。現行の卸売市場法も、中央卸売市場についてはこのような観点から体系的に諸規定を整備したものであると理解できる。

中央卸売市場の施設・設備の維持管理、整備・改修、市場関係事業者への取引指導監督業務等については、今後も開設者が担うものであるが、効率的な市場運営という観点からは、民間への委託化も含め弾力的に検討する必要がある。ただし、安易な民間委託により、公がこれまで培ってきた信頼・ノウハウが衰退することがあってはならず、公によるチェック体制を整備する必要がある。

また、生鮮食料品の適正価格形成や安全・安心の確保についても、消費者の信頼確保の観点から検討する必要がある。例えば、基準が明確な検査業務や監視業務は民間業者に委ねることができても、守るべき水準や検査方法の決定、また一般的な衛生管理をベースとした卸売市場の業務に係る衛生管理基準やそれを守る方法の設定などは、民間業者では行うことができない。また、検査業務についても、民間業者の検査活動を行政が監視するという業務が必要となり、モニタリングコストという観点からみると、民間業者が実施することがかえってコストアップにつながる恐れもあり、公共の責任のもとに対応する必要があると考えられる。

その他に、ビジョンで提起した市場の活性化や消費者への情報発信、PRなどのソフト面での取組みについては、開設者である大阪市と市場関係事業者が、大阪市中央卸売市場が置かれている現状並びに互いの役割を双方が十分認識しつつ、適切なパートナーシップを築いて、各々の役割をそれぞれの責任において果たし、協力して取り組んでいく必要があると考えられる。今後、大阪市の中小企業施策との整合性を基本に、適切な経費負担区分も踏まえ、時々々の状況に応じて、適宜見直しも行いつつ、大阪市中央卸売市場全体として公民協働で取り組んでいくことが求められる。

5 . 結び

大阪市中心卸売市場は、社会の変化、消費者の嗜好の変化、流通環境の変化などの影響を受けながらも、卸売市場の主要な機能を維持し、消費者への生鮮食料品の安定供給を担い、また食の安全・安心の担保をしてきた。

また、市場外流通が増加し、卸売市場の市場間格差が拡大している中でも、大産地と量販店等実需者の双方から、また周辺各卸売市場からも必要とされる市場として、近畿圏の中核市場としての役割も果たしてきた。

このような点を踏まえ、さらに、市場内外の大小さまざまな事業者が関与している産業でもあり、産業の維持・発展という視点にも留意し、大阪市中心卸売市場の将来ビジョンを、生鮮食料品の安定的かつ安全・安心な供給を使命とし、消費者の利益にも叶うということを主眼として検討してきた。

これからの大阪市中心卸売市場においては、卸売市場法の趣旨を踏まえ、施設設備の整備や維持管理、市場関係事業者の取引指導監督業務等については、公の責務として、開設者である大阪市中心卸売市場が担うものの、市場の活性化などソフト面での施策においては、これまでの開設者と市場関係事業者との関係から、“大阪市中心卸売市場が生鮮食料品の安定供給という公的役割を果たすために、公民がおのおのの役割と責任を認識し、協力して、その役割と責任を果たしていくことが必要である”との認識のもと、新たな協力関係、公民のパートナーシップを構築し、協働して取り組むことが望まれる。

この点からは、大阪市中心卸売市場のビジョンを実現するのに必要な経営形態については、公共の関与が必要であるとの前提のもとに、開設者として、適切な形態や実現に向けた課題などを具体的に検討していくべきであると考えられる。

ただし、公民が協力して、卸売市場の公的役割を果たしていく必要があることを念頭におけば、経営形態をはじめ、今後の様々な取り組みについても、市場関係事業者との協議検討、議論を深め、関係者間の調整を十分に尽くしたうえで進めていくことが望ましい。

最後に、卸売市場を取り巻く環境については、流通業界の再編の動きや世界的な消費動向の変化など、今なお流動的であり、将来の状況を予測することはきわめて困難である。したがって、今回大阪市中心卸売市場の将来ビジョンについて、現段階で想定しうる範囲内で、さまざまな角度から検討を加え、提言をまとめたところであるが、将来にわたって大阪市中心卸売市場がその使命を的確に果たしていくためには、常に社会経済情勢の変化に目を配りながら、柔軟に対応していく姿勢が望まれる。

特に、平成 21 年 4 月に予定されている卸売手数料の弾力化は、卸売業者をはじめとする市場関係事業者の経営に大きな影響を及ぼすだけでなく、市場間競争の激化によって卸売市場の淘汰が加速するといった事態も想定されることから、その動向も踏

まえ、将来ビジョン達成に向けたより具体的な方策を検討することが必要である。

大阪市中央卸売市場 市場将来構想検討委員会

【委員名簿】

委員長	加藤 司	大阪市立大学大学院経営学研究科教授
委員長代理	橋爪 紳也	大阪市立大学都市研究プラザ教授
委員	藤田 武弘	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科専任講師
委員	川上 泰秀	公認会計士
委員	福田 亙	株式会社 三菱総合研究所 主席研究員
委員	清水 憲吾	株式会社 三菱総合研究所 主席研究員

大阪市中央卸売市場の将来のあり方について（概要）

